

V 資料等

写

長寿第 477 号
平成19年7月2日

各指定通所介護事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部 長寿社会対策課課長
(公印省略)

事業所外で指定通所介護を提供する場合の取扱いについて

事業所外で指定通所介護を提供する場合の取扱いについては、従来、平成16年12月8日付け、長寿第1100号(以下「事業所外通知」という。)により、別紙参考様式を使用し、提供した具体的なサービスの内容等を記録することとしていましたが、事業者の事務負担の軽減を図るために、この度、事業所外通知を廃止することとしたので通知します。これに伴い、今後は、別紙参考様式に記録する必要はなくなります。なお、本通知にかわらず、事業所外で指定通所介護を提供する場合に、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)」及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号。以下「解釈通知」という。)」を遵守する必要があることによるもので、御留意願います。

おつて、事業所外で指定通所介護を提供する場合の留意点について、次のとおり、整理したので参考としてください。

- 事業所外で指定通所介護を提供する場合の留意点
記

- 1 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合には、事業所の屋外でサービス提供することができます。
【解釈通知 第363(2)④】
イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること
ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること
2 人員に関する基準を遵守すること。【基準省令 第93条】
3 利用定員を遵守すること。【基準省令 第102条】
4 提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。
【基準省令 第104条の2第2項第二号】
※ 介護予防通所介護についても、同様に取り扱うこと。

(問1) (答)	午前中はデイサービスセンターにおいて機能訓練等を実施し、午後から花見等戸外での活動等を行なう場合は、戸外での活動部分について通所介護のサービスとならないのでしょうか。 通所介護サービスは、必ずしも事業所内での活動に限定されるものではなく、戸外での活動が、通所介護計画の一環として位置付けられ、かつ、訓練が適切に行われるものであれば、通所介護のサービスの対象として差し支えありません。
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

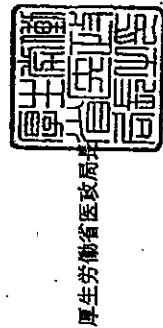
(問2) (答)	OTや看護師が同行して、通所者の一部を貸し切りバス等で公園に連れて行き、一日過ごすメニューや通所リハビリの所定単位数を算定してもよいでしょうか。 (問1)の要件を満たすものであれば、時節に合わせ、花見等を通所リハビリのサービスとして位置づけることは可能です。 また、その際のバス代等は利用者の同意の下に、その他利用料として利用者から徴収できます。
(問3) (答)	通所介護事業所の外での入浴(日帰り温泉等)で利用者の入浴を行った場合、入浴介助加算の算定を行なうことが可能でしょうか。 算定できません。事例のような特別の行事の場合は、介護保険外サービスとしてください。

(問4) (答)	認知症高齢者に対し、買い物や散歩等の外出を日課として行なうことは可能でしょうか。 日課として位置づけた上で実施が必要に応じ実施すべきであり、通所介護計画に記載した具体的なサービスの内容等について記録する必要があります。
(問5) (答)	今回の通知により、別添参考様式が廃止されたが、事業所外で行ったサービスについて、記録する必要はなくなったのでしょうか。 提供した具体的なサービスの内容等について記録する必要があります。

医政発第 0726005 号
平成 17 年 7 月 26 日



各都道府県知事 殿



医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行なうに当たり、医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもつて行なうことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾患構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行なうことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行なうことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申添える。

1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること

2 自動血圧測定器により血圧を測定すること

3 新生児以外の者であつて入院治療の必要なものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること

4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）

5 患者の状態が以下の 3 条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護師員が確認し、これららの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な状況に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護師員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（液体の処量を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護師員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については服薬の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合はないこと

注 1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）

- ④ ストマ装具のバウチにたまつた排泄物を捨てるごと。（肌に接着したバウチの取り替えを除く。）

- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などをを行うこと

- ⑥ 市販のディスポーザブルクリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること

※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者が会員の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうかを確認することができる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。
また、介護サービスの事業者は、事業遂行上、安全にこれら行為が行われるよう監督することが求められる。

- 注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。
- 注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うことにも、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。
上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。
- 注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

(別添)

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、下記のとおりとする。

各 都道府県介護保険担当部(局) 担当者様

介護保険制度下での居宅サービス等の対価について
取扱いについて

在宅介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方には変更ありませんが、新たなサービス類型の創設に伴い、「介護保険制度下での居宅サービスの対価にかかる医療費控除について」(平成12年6月1日老癡第509号)に基づく取扱いについて、平成18年4月サービス分より別添のとおりとしますので、貴都道府県内(区)市町村(政令市、中核市も含む)、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願ひいたします。

(参考)
・介護保険制度改正に伴う医療費控除の取扱い

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)以下「法」という。) 第8条第21項に規定する居宅サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第64条第1号ニに規定する指定居宅サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。)及び第65条の4第1号ハに規定する指定地域密着型サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。)を含む。以下、「居宅サービス計画」という。)又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画(規則第38条の9第1号ニに規定する指定介護予防サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。)及び第85条の2第1号ハに規定する指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。)を含む。以下、「介護予防サービス計画」という。)に基づき、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」という。)を利用すること。

(2) (1)の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に、次に掲げる居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかが位置付けられること。
(居宅サービス)

- イ 法第8条第4項に規定する訪問看護
ロ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
ハ 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導
ニ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
ホ 法第8条第10項に規定する短期入院療養介護
(介護予防サービス)
ヘ 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護
ト 法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導
チ 法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導
リ 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション
ヌ 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護
(注)イ及びヘについては、老人保健法及び医療保険各法の訪問看護料の支給に係る訪問看護を含む。

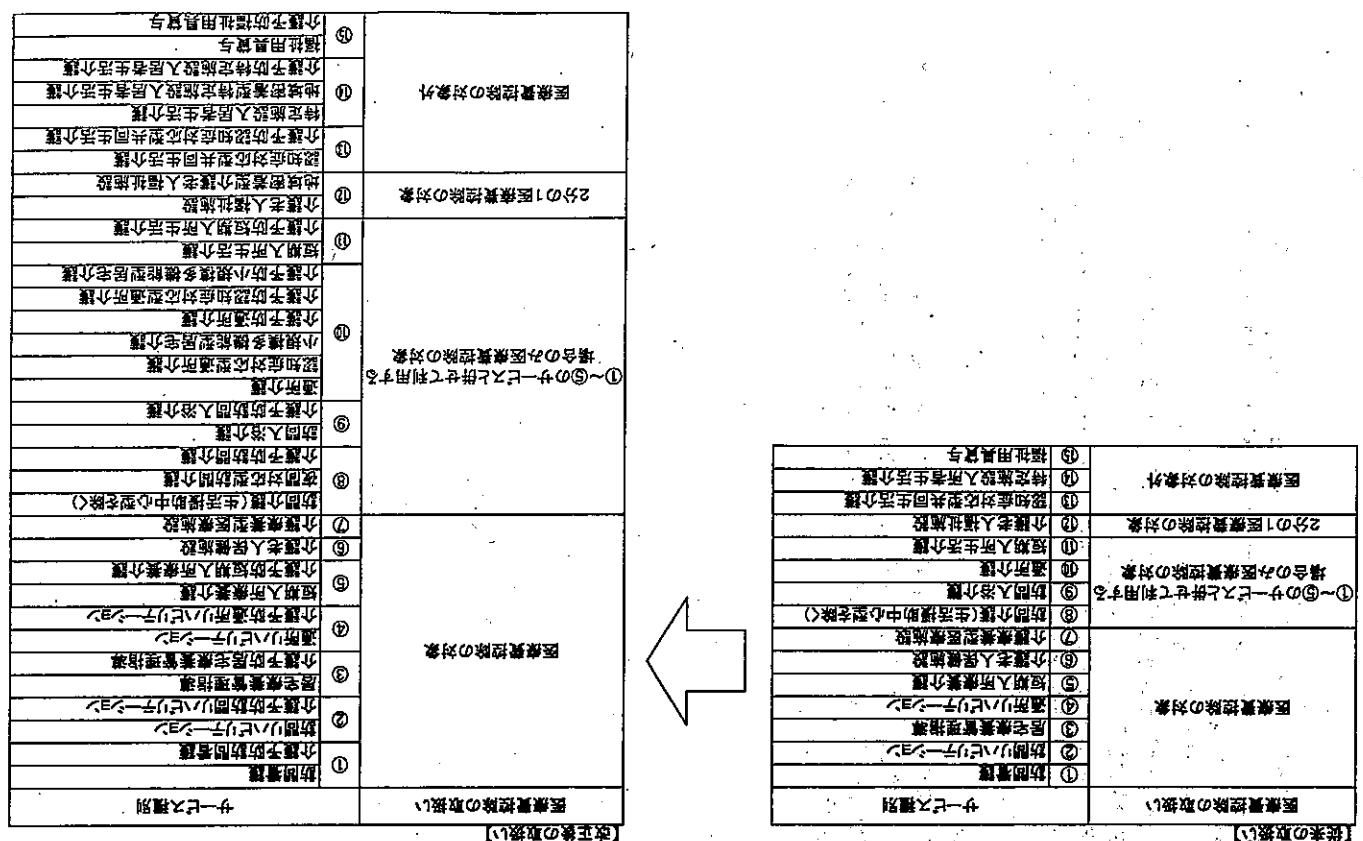
- 2 対象となる居宅サービス等
1の(2)に掲げる居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス等

厚生労働省老健局総務課	企画法令係
(電話番号)	
03(5253)1111(代)	
内線 3909	
03(3591)0954(直通)	

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1 訪問介護費口に掲げる生活援助が中心である場合を除く。
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
 - (3) 法第8条第7項に規定する通所介護
 - (4) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
 - (5) 法第8条第15項に規定する夜間対応型訪問介護
 - (6) 法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護
 - (7) 法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護
 - (8) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
 - (9) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護
 - (10) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
 - (11) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
 - (12) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
 - (13) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- （注）1の(2)のイから又に掲げる居宅サービス等に係る費用については、1の対象者の要件を満たすか否かに關係なく、利用者の自己負担額が医療費控除の対象となる。

- 厚生労働省令第34号)第2条第4号に規定する地域密着型介護サービス費用基準額から法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護サービス費の額を控除した額
- (5) 指定地域密着型介護予防サービスの場合
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第2条第4号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額
- 4 領收証
法第41条第8項（第42条の2第9項、第53条第7項及び第54条の2第9項において準用する場合を含む。）及び規則第65条（第65条の5、第85条及び第85条の4において適用する場合を含む。）に規定する領收証に、3の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

- 3 対象費用の額
2に掲げる居宅サービス等に要する費用（法第41条第4項第1号若しくは第2号、第42条の2第2項第1号若しくは第2号、第53条第2項第1号若しくは第2号又は第54条の2第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額）
- (1) 指定居宅サービスの場合
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号）第2条第4号に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額
- (2) 指定介護予防サービスの場合
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第2条第4号に規定する介護予防サービス費の額を控除した額
- (3) 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合
それぞれ指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額
- (4) 指定地域密着型サービスの場合
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年



介護保険制度における医療費記録の取扱い

(参考)

(様式例) 居宅サービス等利用料領収証		(平成 年 月)	
利用者氏名	費用負担者氏名	単価	回数
事業所名及び住所等	住所:	日数	利用者負担額 (保険対象分)
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称			
No.	サービス内容/履歴		
①			
②			
③			
④			
⑤			
No.	その他の費用 (保険給付対象外のサービス)	単価	回数
①	サービス	日数	利用者負担額
②			
③			
領 取 簿	うち医療費控除の対象となる金額	円	領収年月日
		円	平成 年 月 日

(注) 1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。

2 おなじ利用者が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合は、利用者が「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅支援事業者等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。

3 おなじ利用者が複数のサービス計画を作成する場合は、利用者が「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画」のうち生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額の合計額を記載してください。

4 この領収証を発行する居宅サービス事業者が、防衛省基準又は簡易支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用(保険給付対象外のサービス)」欄に記載してください。

5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

基発第 0401005 号
平成 21 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 謹

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進について

介護労働者の労働条件については、介護労働者の数が大きく増加している中、これまでもその確保・改善に努めてきたところであるが、依然として、労働時間、割増賃金等を始めとした労働基準関係法令上の問題が認められるところで

ある。については、今後の介護労働者の労働条件の確保・改善対策を下記により推進することとしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方
介護保険法の施行以来、介護労働者及び介護労働者を使用する事業場の数はいずれも大きく増加しており、中には、事業開始後間もないため、労働時間も少なくない。

介護労働者の労働条件に関する理解が十分でない事業場も少なくない。
介護労働者の労働条件の法定労働条件の確保について」(以下「訪問介護運達」という。)等により、その確保・改善に努めできたところであるが、労働時間、割増賃金、就業規則等による法違反が多く認められるほか、衛生管理体制が未整備であるなど、労働条件の基本的な枠組みが確立していない事業場が多い状況にある。

一方で、介護労働者についてはその離職率が高く、人材確保が困難であるといった実態がみられるところから、介護労働者の処遇を改善し人材確保に資するものとなるよう、平成 21 年度介護報酬改定がなされたところである。このような状況を踏まえ、労働基準行政においては、職業安定行政はもとより都道府県等と連携しつつ、あらゆる行政手法を通じて、介護労働者の労働条件の確保・改善対策の一層の効果的な推進を図るものとする。

(2) 対象
本対策は、老人福祉・介護事業を中心として、障害者福祉事業、児童福祉事業等も含め、介護労働者を使用する事業場を対象として推進すること。

2 対策の重点事項

介護労働者の労働条件の確保・改善について、介護労働の実態を踏まえ、特に問題が多く認められる事項等を次のとおり重点事項として取りまとめたので、事業の態様及び労働者の就業形態に応じてその徹底を図ること。
なお、対象とした事業場に使用される介護労働者以外の労働者についても、同様にその労働条件の確保・改善を図ること。

(1) 介護労働者全体に係る事項

ア 労働条件の明示

- ① 労働契約締結時の労働条件の書面交付による明示
- ② 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示(平成 15 年厚生労働省告示第 357 号(以下「雇止めに関する基準」という。))に定める更新の有無等の明示

イ 就業規則

- ① 全労働者に適用される就業規則の作成、届出
併に、短時間労働者を始めとする非正規労働者(以下「非正規労働者」という。)にも適用される就業規則を作成すること。
- ② 記載内容の適正化
特に、就業規則の内容が就労実績からみて適正でない場合には、就業実態に合致した内容とすること。
- ③ 労働者に対する周知

ウ 労働時間

- ① 労働時間の適正な取扱い
特に、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議・打ち合わせ等の時間、使用者の指示に基づく施設行停等の時間、及びその準備時間、事業場から利用者宅や利用者宅間の移動時間等の労働時間を適正に把握、管理すること。
- ② 「労働時間の適正な把握のため使用者が講すべき措置に関する基準」(平成 13 年 4 月 6 日付け基発第 339 号)に基づく労働時間の適正化

- ③ 変形労働時間制等の適正な運用
- ④ 時間外労働・休日労働協定の締結・届出
- ⑤ 時間外労働・休日労働協定の範囲内外の時間外労働・休日労働の実施

エ 休憩及び休日

- ① 休憩時間の確保
特に、夜間や昼食時間帯における所定の休憩時間を確実に取得させることとともに、休憩時間の自由利用を保障すること。
- ② 法定休日の確保
特に、夜間勤務者について、暦日（午前0時から午後12時までの）の休業を確保すること（夜勤を終了した日（夜明けの日）を法定休日として取り扱うことは、原則としてできないこと）。

オ 賃金等

- ① 賃金の適正な支払
特に、労働時間に応じた賃金の算定を行なう場合には、上記①に留意し、引継ぎ時間等の労働時間を通算した時間数に応じた賃金の算定を行うこと。
 - ② 時間外労働・休日労働及び深夜業に係る割増賃金の適正な支払
 - ③ 最低賃金額以上の賃金の支払
 - ④ 休業手当の適正な支払
 - ⑤ 賃金台帳及び労働者名簿の開製及び保存
- ⑥ 年次有給休暇
特に、非正規労働者についても法定の年次有給休暇を付与すること。

キ 解雇及び雇止め

- ① 解雇手続及び雇止めに関する基準に定める限り手続の適正化
- ② 労働契約法の遵守
- ク 安全衛生
 - ① 衛生管理者の選任等、衛生管理体制の整備
 - ② 法定の健康診断及びその結果に基づく措置の確實な実施
- 特に、深夜業従事者に係る 6か月に 1度の定期健康診断、常時使用する短時間労働者等に係る定期健康診断及びこれらの結果に基づく措置を確実に実施すること。
- ③ 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）に基づく過重労働による健康障害の防止
- 特に、「職場における腰痛予防対策指針（平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号）」、「交通事故労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号）」等を踏まえた労働災害防止対策を実施すること。

（2）訪問介護労働者に係る留意事項

- 訪問介護労働者については、上記（1）に掲げる事項のうち、特に、
 - ア 移動時間等の労働時間を適正に把握すること
 - イ 休業手当を適正に支払うこと
 - イ 体操手当を適正に支払うこと
 - イ 体操手当を適正に支払うこと
 - イ 体操手当を適正に支払うこと
- 等、訪問介護通記の 2 に掲げる事項が適正に取り扱われるよう留意すること。

3 具体的な手法

（1）集団指導等

- 介護労働者を使用する事業場に対しては、各種のパンフレットや本省実施の「訪問介護労働者の労働条件改善事業」により作成する各種モデル様式等を活用し、上記 2 の重点事項を中心とした労働基準関係法令等について、関係機関との連携を図りつつ、効果的な集団指導及び自主点検を実施するとともに、あらゆる機会をとらえて周知すること。

（2）監督指導

- 労働基準関係法令に係る問題があると考えられる事業場に対しては、監督指導を実施すること。
 - （1）都道府県等との連携
① 都道府県等との連携
介護保険事業の許可権限等を有している都道府県、政令指定都市及び中核市や、介護保険の保険者である市町村において実施される、事業者に対する説明会の機会をとらえて労働基準関係法令に係る説明を行う等、都道府県等と適切な連携に努めること。
 - また、本対策を効果的に推進するため、介護労働者の労働条件の確保・改善上の問題点等について、都道府県等に対して、情報提供を行うこと。
 - （2）職業安定行政との連携
職業安定行政においては、介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主を支援するための助成金制度、（財）介護労働安定センターにおける雇用管理責任者講習等、事業主がこれを活用することで労働条件の確保・改善に資することとなる各種の取組を実施していることから、必要に応じてこれとの連携を図ること。

介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に関する指針

(上記、報告、分析等についての詳細は、基準省令及び解説通知を参照すること。)

5 県(所管県民局健康福祉部)への報告

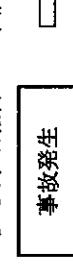
(1) 報告すべき事故の範囲

- ① サービス提供による利害者の事故等
- ア. 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行つたもの原則とする。(事業者側の責任や過失の有無は問わらず、利用者の自身に起因するもの及び第三者によるもの(例:自殺、失踪、喧嘩)を含む。)
- イ. サービス提供には、送迎等も含むものとする。
- ② 食中毒、感染症(結核、インフルエンザ他)の集団発生
- ③ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの
- ④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

(2) 報告事項

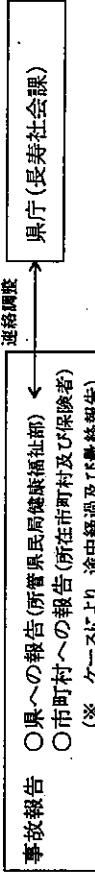
- 県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式がある書式がある。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている場合には、それによつても差し支えない。
- ① 事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県(所管県民局健康福祉部)及び市町村(所在市町村及び保険者)に報告する。
- また、感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、併せて、県(所管県民局健康福祉部)及び所在市町村に報告する。
- ② 第一報
- 死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。
- ③ 事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

※



- ・サービス提供による利用者の事故等(死傷その他、骨折、誤嚥等)
- ・食中毒、感染症(結核、インフルエンザ他)の集団発生
- ・従業員の法律違反、不祥事等
- ・火災、震災、風水害等の災害

- ・事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じ記録



(※ ケースにより、途中経過及び最終報告)

- 1 目的
介護保険法に基づく通常基準等において、介護保険事業者(以下「事業者」という。)は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められて いる。しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の 生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。
このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への 取組等について次のとおり指針を定め、もつて、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを 目的とする。

2 事故発生の未然防止

- (1) 居宅サービス事業者
- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業者に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- ② (上記、指針、委員会及び研修についての詳細は、基準省令及び解説通知を参照すること。)

3 事故発生時の対応

- (1) 居宅サービス事業者
- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
(記録は2年間保存すること。)
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)、当該 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (記録は2年間保存すること。)
- (2) 施設サービス事業者
- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(記録は2年間保存すること。)

4 事故後の対応及び再発防止への取組

(1) 居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者 に周知徹底すること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を職員に対し周知徹底すること。

(報告様式)

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後速やかに報告）

事 業 所	名 称		サ ー ビ ス 種 類																	
	所在地		電 話 番 号																	
	報告者	職名	氏 名																	
利 用 者	氏 名	(男 女)	被 保 険 者 番 号																	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	要 介 護 度	要 支 援 () ・ 要 介 護 ()																
事 故 の 概 要	発 生 日 時	平 成 年 月 日 ()	午 前 ・ 午 後	時 分 頃																
	発 生 場 所	<input type="checkbox"/> 居 室 <input type="checkbox"/> 廊 下 <input type="checkbox"/> ト イ レ <input type="checkbox"/> 食 堂 <input type="checkbox"/> 浴 室 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()																		
	事 故 種 別	<input type="checkbox"/> 転 倒 <input type="checkbox"/> 転 落 <input type="checkbox"/> 誤 嚥・異 食 <input type="checkbox"/> 誤 楽 <input type="checkbox"/> 失 踪 <input type="checkbox"/> 食 中 毒 <input type="checkbox"/> 感 染 症 等 () <input type="checkbox"/> そ の 他 ()																		
	事 故 結 果	<input type="checkbox"/> 通 院 <input type="checkbox"/> 入 院 <input type="checkbox"/> 死 亡	<input type="checkbox"/> 骨 折 <input type="checkbox"/> 打 摘・捻 捻 <input type="checkbox"/> 切 傷 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()																	
事故発生時の具体的状況																				
<table border="1"> <tr> <td>報告先</td> <td>報告・説明日時</td> </tr> <tr> <td>医 師</td> <td>/ :</td> </tr> <tr> <td>管 理 者</td> <td>/ :</td> </tr> <tr> <td>担 当 CM</td> <td>/ :</td> </tr> <tr> <td>家 族</td> <td>/ :</td> </tr> <tr> <td>県 民 局</td> <td>/ :</td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>/ :</td> </tr> <tr> <td></td> <td>/ :</td> </tr> </table>					報告先	報告・説明日時	医 師	/ :	管 理 者	/ :	担 当 CM	/ :	家 族	/ :	県 民 局	/ :	市 町 村	/ :		/ :
報告先	報告・説明日時																			
医 師	/ :																			
管 理 者	/ :																			
担 当 CM	/ :																			
家 族	/ :																			
県 民 局	/ :																			
市 町 村	/ :																			
	/ :																			

第2報（第1報後2週間以内）

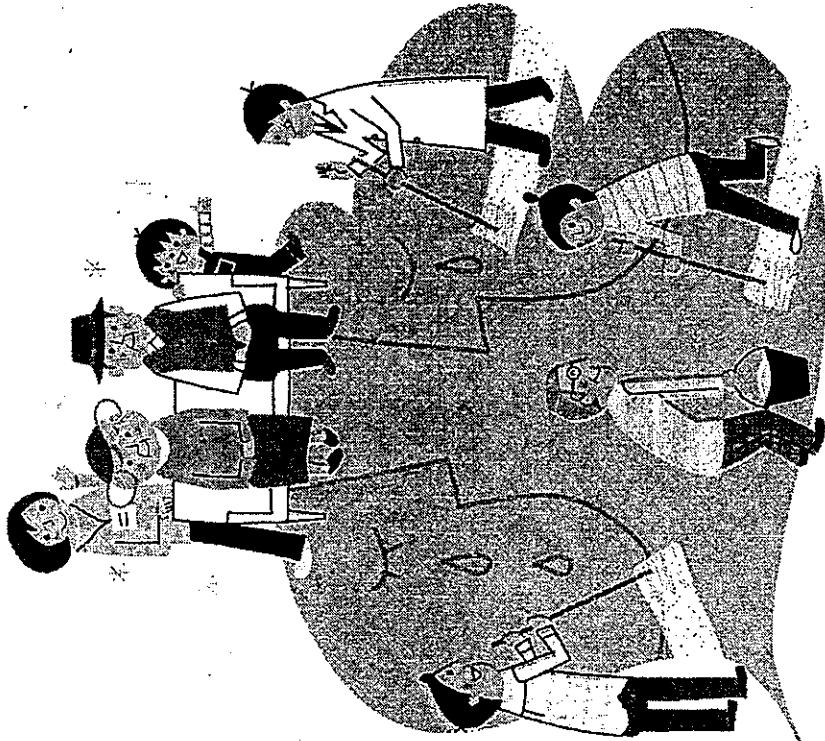
事故後の対応（利用者の状況、家族への対応等）
損 善賠償 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 完 結 <input type="checkbox"/> 継 続) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未 交 渉
事故の原因
再発防止に関する今後の対応・方針

注1 介護サービス提供中に事故等が発生した場合に、この報告書を県（所管県民局）に提出してください。

注2 第2報提出時に事故対応が未完結の場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを、今後の対応・方針欄に記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、必要に応じ別に記載してください。

高齢者虐待は社会全体の問題です みんなで防ごう

監修・鈴木隆雄
前厚生省人材会研究所
副所長



高齢者虐待防止のために 気がかりなことがありましたら、地域包括支援センターへご連絡ください。

1. 能力を剥げている、経済される、年金を取られるなどと訴えている
2. あざやかに理由を説いても生きりたくない
3. 家族が介護でとても疲れいたり、高齢者の悪口を言っている
4. 介護や扶助について相談する人が多いといったら
5. ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなつた
6. 高齢者をやめると車を運転させたり金をせもらさない
7. 屋内でも雨戸が閉まっている
8. 水の周り(ごみが放置されたり異臭がする)
9. 郵便受けや新聞や手紙で一杯になっている
10. 空き地や歩道の草が伸びて大きくなり、大きな物音がする
11. 曇り日や豪雨の日に、高齢者が長時間外にいる
12. 高齢者が道幅は狭いところばかり歩回りしていることがあります
13. 介護が必要なのに、サービスを利用しているふりがない
14. 高齢者の服が汚れており、お風呂に入っているふりをしない
15. 最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった
16. 気味が悪いのかいつも同じひと分の手当を貰っている

つかついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。

名市町村地域包括支援センターの連絡先

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
北区中央	086-224-8755	厚生局	086-473-9001	横浜市前原町	0869-64-1844
北区北	086-251-6523	厚生局中部	086-473-0847	戸内町	0869-26-5948
中区	086-274-5172	厚生局西	086-472-0221	赤羽町	086-955-1116
東区	086-944-1866	厚生局北	086-472-2941	東庭町	0867-52-1159
西区	086-281-9681	厚生局下	086-479-8271	美しうわ町	0869-72-0844
南区	086-261-7301	厚生局内	086-485-1874	光明町	0869-44-7388
厚生局中部	086-430-6703	五島町	086-523-6235	和気町	0869-92-9778
厚生局南	086-420-1355	五島中部	086-523-5322	早瀬町	086-482-2432
老松、中洲	086-427-1191	五島南部	086-528-3266	里庄町	0865-64-7232
大蔵	086-427-8811	玉島	086-525-1339	矢挂町	0866-92-1013
厚生局西	086-466-3156	厚木	086-552-9005	新庄町	0867-56-2001
厚生局中	086-429-2714	厚真	086-698-5999	境町	0868-54-2986
厚生局茶屋町	086-428-1661	津山市	0868-23-1004	勝央町	0868-38-3028
庄北	086-461-0085	五井町	0863-33-6600	庄内町	0868-36-4119
庄東	086-463-7760	庄原町	0865-62-6662	東浦町	0868-79-7100
小畠	086-446-6511	丸石町	0866-62-9552	久米町	0867-28-2090
酒匂	086-455-132	高梁市	0866-82-8244	美咲町	0868-66-1195
豊島	086-444-3200	新見市	0866-21-0300	吉備中央町	0866-54-1320
			0867-72-6209		

岡山県保健福祉部 長寿社会課

岡山県

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 ☎086-226-7326(直通)

禁煙折込版©東京法規出版

この子は常に元気に、お風呂も洗顔も100%の活性化

100%活性化

高齢者の虐待は、誰もが直面するかもしない問題です

全国で年間1万件以上の高齢者虐待が起きています

「高齢者虐待防止・養護者支援法」の施行により、

これまであまり表面化してこなかった高齢者虐待の実態が、徐々に明らかになってきました。

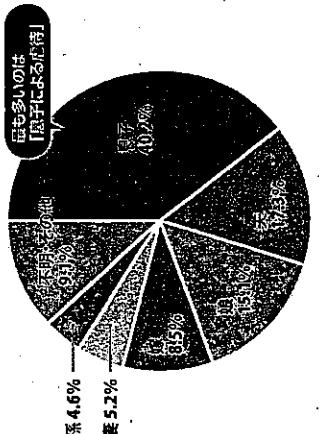
厚生労働省が平成20年度に全国の市区町村を対象に行なった調査では、家族などから虐待を受けたと判断された事例が1万4千件以上ものぼっています。この中には24人の死亡事例も含まれています。また虐待する側の約4割は「息子」。被虐待者である高齢者の約7割は要介護状態であり、そのうち6割以上に認知症の症状がみられます。介護、特に認知症介護の負担が、虐待と大きくかかわっています。

と考えられます。

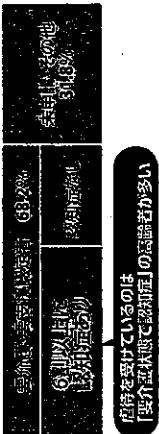


-67-

●虐待者と被虐待者の特徴



●被虐待者の要介護認定と認知症の有無



※「認知症なし」には、自立して生活できる程度の認知症も含めます。
(図表は厚生労働省 平成20年度「高齢者虐待防止法に基づく
虐待状況等に関する調査結果(工作)」)

「虐待者が悪者だから」虐待が起きているわけではない

「虐待するなんて、ひどいヤツだ」—私たちはそういう思いがちです。けれども、高齢者虐待が起てる背景にはさまざまな要因があります。適切な介護のしかたや認知症への対応がわからなかったために、つい手をあげてしまう。これまでの家族関係の中ですつと折り合ひが悪かったため、介護が苦痛でならない。介護負担に加え失業中で経済的に困っている……。そんなとき私たちは「自分だったら絶対に虐待しない」と言い切れるでしょうか。

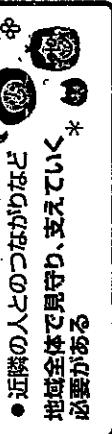
高齢者虐待は誰もが直面する可能性のある問題です。だからこそ、皆が自分自身の問題として高齢者虐待が起らないよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。

以下で思い当たることはありますか？

暴力を加える	身体的虐待 ●平手打ちをする、つねる、殴る、やけど、打撲させる、無理やり食事を口に入れる。 ●外部との接触を意図的・継続的に遮断する ●ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を服用させなど
世話をしない	介護・世話の放棄、放任 ●入浴せない、髪を剃り放題、皮膚が汚れている、尿器がある ●食事や水分を十分に与えず、低栄養状態や筋力状態にある ●室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させる ●必要とする介護・医療サービスを制限したり使わせないなど
精神的な苦痛を与える	心理的虐待 ●排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなど ●怒鳴る、ののしる、罵口をいう、侮辱する、子ども扱いする ●高齢者が話しかけても意図的に無視するなど
性的な行為を強要する	性的虐待 ●キスやセックス、性虐への接触を強制する ●排泄の失敗に対して意図的に下半身を裸にして放置するなど

このふたつは虐待にあたります

成年後見制度の利用を考えてみましょう



安心へ！

経済的虐待を超こせない、また悪質商法の被害などに遭わないために、成年後見制度の利用を考えてみましょう。成年後見制度とは認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理・財産管理)や日常生活上のさまざまな要約など(身上監護)を、本人に代わって後見へなどが支障する制度です。

※詳しくは地域包括支援センターや市町村の窓口などにご相談ください。

食中毒を防ごう!

食中毒予防の3原則

菌を付けない

手洗い



菌を増やさない



菌をやっつけろ

加熱

岡山県マスコット ももっち (c)100

岡山県・保健所

食中毒予防のポイント

1 食品の購入

- 期限表示（消費期限又は賞味期限）を過ぎていないかどうかを確認して、新鮮な食品を買いましょう。

2 食品の保存

- 食品は常温に放置せず、すぐに冷蔵庫（10℃以下）、冷冻庫（-15℃以下）に入れましょう。
- 肉や魚など、水分が漏れて他の食品を汚染するおそれのある食品は、袋や容器に入れて保存しましょう。
- 冷蔵庫に食品を入れすぎないようにしましょう。

3 下準備

- 手拭くタオルは清潔なものを用意しましょう。
- 食品を取り扱う前後には必ず手を洗いましょう。
- 調理器具は清潔なものを使用しましょう。
- 野菜や魚を下処理する時は真水でよく洗いましょう。

4 調理

- 下準備で用いたものを片付けて、清潔にしてから始めましょう。
- 刃は料理に使う分だけ、使う直前に割って、すぐに料理しましょう。
- 加熱して調理する食品は、中心部まで十分に加熱しましょう。（75℃以上、1分以上）

5 食事

- 清潔な器具や食器を用意しましょう。
- 手をよく洗ってから盛りつけや配膳をしましょう。
- できあがった食品は長く放置せず、早めに食べましょう。
- 刺身などは冷蔵庫から出したら早めに食べましょう。



6 残った食品

- 清潔な容器に小分けして冷蔵庫へ保存しましょう。
- 温め直すときは、食品の中心部まで十分に加熱しましょう。
- 残った食品は早めに食べましょう。時間が経ちすぎた食品は、思い切って捨てましょう。

7 その他

- 生の肉や魚を調理したまな板、包丁などは、よく洗った後、熱湯やアルコールで消毒しましょう。
- ペットは厨房（台所）へ入れないようにしましょう。



岡山県・保健所

ノロウイルス食中毒に気をつけましょう!

ノロウイルスは食中毒の原因となるウイルスの一種で、嘔吐、下痢、腹痛、発熱などの症状を引き起します。ノロウイルスには、ノロウイルスに感染した調理従事者が、食品を汚染したことなどが原因と推定される事例が多々あります。また、ノロウイルスは二枚目の内臓に蓄積されていることもあります。ノロウイルスでは要注意です。

★予防のポイント★

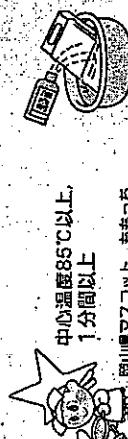


調理者の手洗いを防ぐ

感染予防には手洗いが重要です！外から帰ってきた後や食事前の手洗いを日常から徹底しましょう。また、家庭内での感染も起きやすいので、調理者は家族の健康状態にも注意しましょう。

調理時に注意すること

- 加熱して食べる食品は、中心部までしっかりと加熱しましょう。（中心部85°C以上で1分間以上）
- 食器・調理器具は使用の都度、洗浄・熱湯消毒をしましょう。
- 調理前、用便後の手洗いを徹底しましょう。
- 調理施設等では、下痢や風邪に似た症状のある場合は、食品を直接取り扱う作業に従事しないようにしましょう。
- ノロウイルスに感染しても、症状が現れずに便にワイルスを排泄している場合は使い捨てります。健康状態にかかわらず手洗いを徹底し、食品に直接触れる場合は使い捨てます。手袋の着用を心がけましょう。



中心温度85°C以上、
1分間以上

岡山県マスコット ももっち

ノロウイルスは「アルコール」や「逆性石けん」などでは十分な消毒効果が期待できません！手指は、石鹼をよく泡立ててじっかりもみ洗いし、水で十分にワイルスを洗い流すことが大切です。

岡山県・保健所

カンピロバクターに気をつけましょう！

カンピロバクターは食中毒菌の一種で、わずかな菌数でも食中毒を引き起こすことが知られています。保存状態に關係なく、新鮮な生肉ほど見つかる確率が高く、市販の鶏肉・牛レバー等からも見つかっています。そのため、鶏刺しや牛レバー刺し等の肉や内臓の生食、調理時の加熱不足を原因とする食中毒が多発しています。さらに、生肉に触れた食品や手指・調理器具を介して、菌に汚染された食品が食中毒の原因となることがあります。

★予防のポイント★

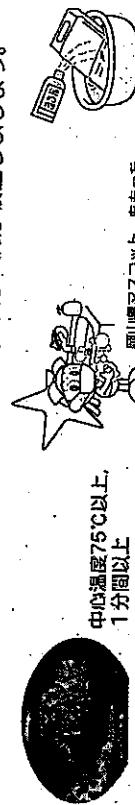
●市販の鶏肉・牛レバー等からもカンピロバクターは見つかっています。生食はやめましょう。

●特に幼児、高齢者その他、抵抗力の弱い方が発症すると、重症になることがあります。



調理時に注意すること

- 中心部までしっかりと加熱しましょう。（中心部75°C以上で1分間以上）
- 生肉から別の食品への汚染を広げないため、次のこごとに注意しましょう。
 - 保存する場合は、フタ付き容器やラップを使用しましょう。
 - 取り扱った後は、十分に手を洗いましょう。
 - 取り扱った調理器具（包丁やまな板等）は、十分に洗浄殺菌しましょう。



中心温度75°C以上、
1分間以上

岡山県マスコット ももっち

●焼肉等では箸を使いましょう。（生肉用・食事用）

岡山県・保健所

食中毒（ノロウイルス）注意報が発令されています！

岡山県は平成22年11月11日に、県内全域に食中毒（ノロウイルス）注意報を発令しました。
施設・事業所において集団食中毒等が疑われる事態が発生した場合は、速やかに食品衛生の窓口、事業所所在の市町村及び事業所所管の県民局の3カ所に連絡をしてください。

1. 食品衛生窓口

保健所名	担当課	所在地	電話番号	管轄区域
備前	衛生課	岡山市中区古京町 1-1-17	086-272-3947	玉野市 濑戸内市 吉備中央町 備前市 赤磐市 和気町
	衛生課	倉敷市羽島 1083	086-434-7026	総社市 早島町 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町
備北	備北衛生課	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2837	高梁市 新見市
	真庭衛生課	真庭市勝山 591	0867-44-2918	真庭市 新庄村
美作	衛生課	津山市猪高下 114	0868-23-0115	津山市 錦町 美咲町 久米南町 美作市 勝央町 奈義町 西桑倉村
	衛生課	岡山市北区鹿田町 1-1-1 岡山市保健福祉 会館2階	086-803-1257	岡山市
市の 保健所	生活衛生課	倉敷市 生活衛生課 倉敷市 倉敷市笠沖 170	086-434-9826	倉敷市

2. 事業所所在の市町村

3. 事業者指導窓口（事業所の所在地を管轄する県民局）
卷末ページの質問窓口と同様

ノロウイルス食中毒の予防のポイント

1. 『清潔』（ウイルスを付けない）

(1) 調理前や用便後は、石けんを用いて十分な流水で手をよく洗いましょう。
ノロウイルスは「アルコール」や「逆性石けん」などでは十分な消毒効果が期待できません。手指は、石けんをよく泡立ててしっかりとみ洗いし、水で十分にウイルスを洗い流すことが大切です。

(2) 食品に直接触れる際にはできるだけ「使い捨て手袋」を着用しましょう。

(3) 下痢やおう吐等の症状がある場合は、食品を直接取り扱う作業に従事しないようにしましょう。

ノロウイルスは下痢等の症状がなくならないでも、通常では1週間程度、長いときには1ヶ月程度ノロウイルスの排泄が続くことがありますので、症状が改善した後も、しばらくの間は直接食品を取り扱う作業をさせないようにすべきです。

(4) 二枚貝などを取り扱う時は、専用の調理器具（まな板、包丁等）を使用するか、取り扱った後は、調理器具を十分に洗浄消毒しましょう。まな板、包丁、へら、食器、ふきん、タオル等は熱湯（85℃以上）で1分以上の加熱が有効です。
※塩素系の漂白剤（使用に当たっては、「使用上の注意」を確認しましょう。）

(5) 1-1月頃から2月の間に、乳幼児や高齢者の間でノロウイルスによる急性胃腸炎が流行ります。この時期の乳幼児や高齢者の下痢便および吐ぶつには、ノロウイルスが大量に含まれていることがありますので、おむつ等の取扱いには十分注意しましょう。

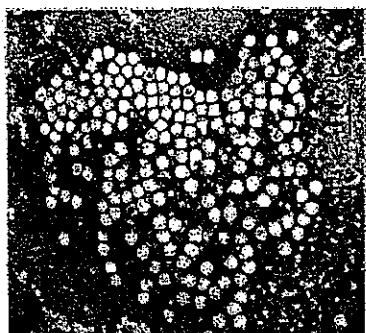
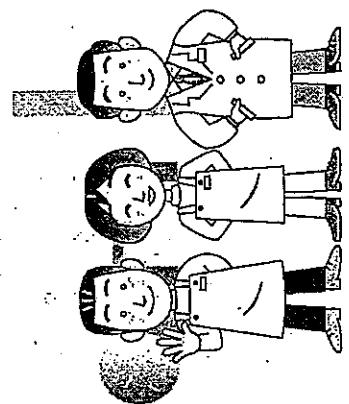
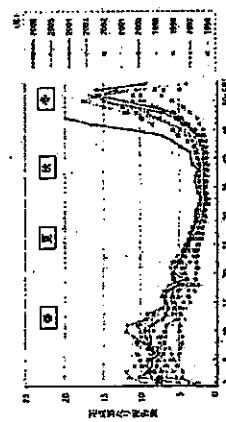
1-2日以上前にノロウイルスに汚染されたカーペットを通じて、感染が起きた事例も知られており、時間が経つても、患者の吐ぶつ、ふん便やそれらにより汚染された床や手袋などには、感染力のあるウイルスが残っている可能性があります。このため、これらが感染源となるものは必ず処理をします。この床等に飛び散った患者の吐ぶつやふん便を処理するときには、使い捨てのガウン（エプロン）、マスクと手袋を着用し汚物中のウイルスが飛び散らないように、ふん便、吐ぶつをペーパータオル等で静かに拭き取ります。拭き取った後は、次亜塩素酸ナトリウム※（塩素濃度約200ppm）で浸すように床を拭き取り、その後水拭きをします。おむつ等は、速やかに開じてふん便等を包み込みます。
おむつや拭き取りに使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄します。

2. 『加熱』（ウイルスをやっつける）

(1) 加熱が必要な食品は、中心部まで十分に加熱して食べましょう。
食品の中心温度85℃以上で1分間以上の加熱を行えば、感染性はなくなるとされています。

(2) 特に、子供やお年寄りなどの抵抗力の弱い方は、加熱が必要な食品は中心部まで十分に加熱して食べましょう。

保健施設等における ノロウイルス感染防止チェックリスト



特に冬場に多発 ノロウイルス

ノロウイルスによる集中症や重症が多発しています。ノロウイルスに感染すると1~2日くらいして嘔吐、下痢、腹痛などの症状が現れます。とても感染力が強く、密閉された場所を散播する必要があります。また、感染者は介護者、看護者、責任者の方針決定、リーダーシップ、組織をあげての取り組みが必要です。

(A1~7)主に従事者の方に、B1~2は主に管理職の方で用います。

A1 健康観察

No.

項目

- 每日、入所者と利用者の健康状態（発熱、下痢、嘔吐、咳など）を観察しますか
- 感染症患者の状況を監視対策責任者、上司等に報告するようにしていますか
- 家族や面会者の健康状態を把握するようにしていますか。ごくに面会者の健
- 症状を申し出るよう、施設の入り口に掲示していますか

下部欄も参考人の方のところは10人を絞りました。そんな場合は上部に報告して、施設全体で感染者数を把握し、早く対策をとることが重要です。高齢や下痢などの患者数を専門、警報点対応責任者に報告するこ、これまでおこなう。専門している人（看護師など）は専門者の数は低いいることを、対策を講じます。



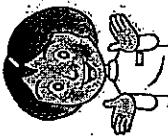
A2 手洗い

No.

項目

- 常に爪は短く切り、床計・指輪をはずして手洗いしていますか
- 川の先や指尖、指の間、細指の付け根など洗い残しがないように洗っていますか
- 一定の手順に添つて最低30秒以上かけて丁寧に洗いましたか
- 手ふきはペーパータオルを使用していますか
- 手洗い後は手を十分に乾燥させていますか
- 外出から戻った時、トイレの後、調理や食事の前は、必ず手洗いを行っていますか
- 排泄物や嘔吐物、体液に触れた後は、必ず手洗いをしていますか
- 一人ごとに手洗いや消毒を行って「1ケア1手洗い」を実施していますか

ノロウイルスが流行しているときや施設内に感染症患者がいるときは、「1ケア1手洗い」（1つのケアが済むたびの手洗い）を全員で徹底して行ってください。アルコールを含む液体消毒剤は、ノロウイルスに対してはほとんどの効果はありません。



このとき消毒がどれくらいかかるか

か

感染症予防の原則

原則は「機関や施設の手帳」、会員登録など、
組織や医療機関の規則、会員登録など。

感染経路対策

感染経路から今まで伝播される経路。
感染などの感染、くしゃみなどによる感染。
感染、空気感染などです。

被感染者対策

手洗いにたり必要な薬がある場合がある場合、
手洗いやストレッサーによっても発病やすさ
は早くなる。
トリニアシ、標準的予防策、感染経路別対策等が重要

ノロウイルス

B1~2 住民に対する対策

ノロウイルスによる集中症や重症が多発しています。ノロウイルスに感染すると1~2日くらいして嘔吐、下痢、腹痛などの症状が現れます。とても感染力が強く、密閉された場所を散播する必要があります。また、感染者は介護者、看護者、責任者の方針決定、リーダーシップ、組織をあげての取り組みが必要です。

発生は介護のささやかな場面で起きています。このチェックリストを用いて自分の業務手順をチェックしてみましょう。

手洗いの順序

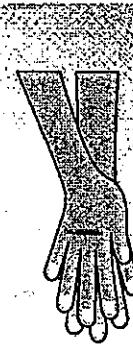
基本手順は「手洗いに始まつて、手洗いに終わる」と書かれています。

- ① 手を洗うときは、時計や指輪をはずしましょう。② 爪は短く切つておきましょう。
- ③ まほは手を流水で整く洗いましょう。④ 泡体石けん(3ml)で十分に泡立てます。

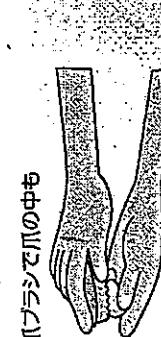
⑤ 手のひらをよくこする



⑥ 手の甲もこります



⑦ 爪ブラシで爪の中も



⑧ 爪ブラシがなくとも手のひらで



⑨ 鞭指の間を洗う(左右とも)



⑩ 手首も洗う

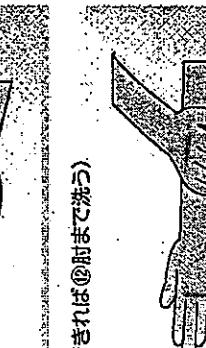


⑪ 親指を手のひらでねじり洗い

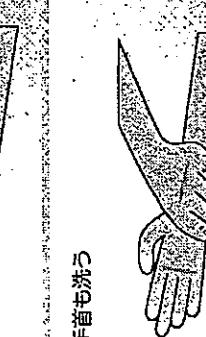


手は完全に乾燥させましょう。

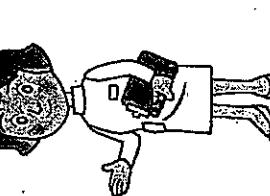
(できれば⑫肘まで洗う)



発熱や下痢、かぜ症状のある方はお控えください。



発生しないようにするためにには、まず、外からの病原体の持ち込みを防ぐことです。利用者、家族、職員等の健康チェックが大事になります。病原体を施設の中に持ち込まないよう、健診状況の履歴を行い、施設に入る際は手洗い、うがいを徹底しましょう。



出典:日本看護師会会報 第60号(2001年1月)

食事介助の前に、歯磨きは必ず手洗いを。おやつを取るときなども要注意! 手洗い介助(おむつ交換を含む)した後に食事介助を行なう場合は、とくに静脈のまわり、指先、指の腹は、通常の介護衣のままで配膳しないでください!

そこから感染を広げる原因にもなりがちません。直喫する場合は、手洗い、着衣の洗濯を徹底しましょう。

A-5 日常の介護における留意点 おむつ交換

No.	項目	○×
12	おむつ交換の際、一人毎に手袋を交換していますか	○×
13	…とくに感染症予防には徹底します	
14	お尻についた便を拭き取るときには使い捨ての布、お尻拭きなどを使っていきますか	
15	交換したおむつや布は床に置かず、直接ビニール袋に入れていますか	
16	…すぐに処分すれば感染体が飛散や拡散せず感染の拡大防止につながります。	
17	1回のおむつ交換毎に手袋をはずして（内側を外側にする）、手洗いをしていますか	
18	下痢の気く患者は、おむつ交換を最後にしていますか	

ボイシド付

- ①一人ごとに使い捨ての手袋を着用し、使い捨ての布・お尻拭きなどで汚染物を拭き取ります。
- ②一人ごとにおむつ交換が終わったら手袋をはずして（内側を外側にする）手洗いをします。
- ③下痢などの症状がある患者のおむつ交換は最後にします。

手袋をしているため手洗いは必要ないと思っていませんか。

No.	項目	○×
18	汚物のついたリネン、着衣を交換する際は、必ず使い捨ての手袋、マスク、エプロンを着用していますか	
19	汚物のついたリネン、着衣はすぐ専用の袋に入れ、汚物を床等に付着させないようになりますか	
20	汚物のついたリネン、着衣は汚物を十分に落とし、他の洗濯物と分けて消毒を行っていますか	
21	汚物のついたリネン、着衣を洗った後は手洗いを行っていますか	

●汚物物が付いたリネン・着衣も、汚染されたおむつと同じように扱ってください。

汚染されたリネン・着衣…汚物をざつと落とす→消毒液に浸す→洗濯
リネン類の消毒…次亜塩素酸ナトリウム（0.05%～0.1%）に浸漬→洗濯→乾燥
適切に処理できる設備がない場合…リネン処理の専門業者に依頼するのもよいでしょう。

A-5 排泄物・嘔吐物の処理

No.	項目	○×
22	トイレや廊下の排泄物、嘔吐物の処理にあたる職員は、使い捨て手袋、マスク、エプロンを着用し、感染しないようにしていますか	
23	次亜塩素酸ナトリウム液に浸した布で拭き取っていますか	
24	直用した布は、直接ビニール袋に入れて処分していますか	
25	処置後手袋をはずし（内側を外側にする）、手洗いを行っていますか	

●ノロウイルスの感染経路

- Q) どこで紹介、ノロウイルスはどうに感染するのですか？
 - A) ノロウイルスの感染経路はほとんどが経口感染じゃ。よく歯磨で感染するからやつがいいよ。
- 感染経路は
 - ① 食品を取り扱う者や調理事務が感染し、その者を通して汚染した食品を食べた場合。
 - ② ノロウイルスが大量に含まれる患者のふくらはぎや唾液から、家族や介護者の手などをして他の人に感染した場合。
 - ③ 家庭や共同生活施設など接觸する機会が多いところの人から人へと感染する場合。
 - ④ 感染されていた貝類を、生あるいは十日分に加熱調理せいで食べに錦糸町多摩川駅周辺があるから両税も万全にしたものじゃ。

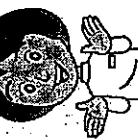


A-6 環境整備と施設の消毒

No.	項目	○×
26	毎日トイレの清掃を行っていますか	
27	トイレのドアノブや取っ手など多く人が触れる場所を消毒していますか	
28	使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄し乾燥させていますか	
29	浴槽のお湯の交換、満湯は毎日行っていますか	

●ポイント!

- ノロウイルスはごく少量でも発症するので、排泄物や嘔吐物は迅速かつ確実に処理することが必要です。
- 排泄物や嘔吐物が付着した床、衣類、トイレスなどは消毒する場合
 - ①感染しないよう、使い捨て手袋、マスク、エプロンを着用し、注意して処理する。
 - ②使い捨ての布を使用し0.1%次亜塩素酸ナトリウムで漂すように拭く。
 - ③使用した布等は床に置かず、すぐにビニール袋に入れ封分する。（この際、ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染みこむ程度に入れ消毒することが望ましい。）
 - ④如廻り手袋をはずして（内側を外側にする）手洗いを行う。



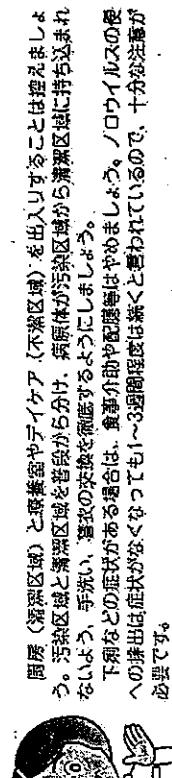
●解説器具、直接手が触れる手すりやトイレのドアノブ等を消毒する場合
浓度0.02%の次亜塩素酸ナトリウム溶液で擦拭しましょう。
※次亜塩素酸ナトリウム溶液を作りましょう。

原液5～6%の代表商品名はハイター、ブリーチ、シアノック、ピューラックスなど
原液50mlに水を入れて、全量3Lにする → 0.1% 次亜塩素酸ナトリウム
原液10mlに水を入れて、全量3Lにする → 0.02% 次亜塩素酸ナトリウム

次に医療機関もしくは、金庫などを窃盗させるなどの犯罪を防ぐのが次点じゃ。
使用時には、ゴム手袋等を着用するとよいぞ。

A-7 感染源を持ち出さないこと・持ち込まないこと

No.	項目	○×
30	医膳や食事介助の前に必ず手洗いをしてをしていますか	○×
31	予防衣を着用したまま臥床などの清潔区域に入らないようにしていますか	○
32	トイレ清掃後や汚物処理後には必ず手洗いを行っていますか	○



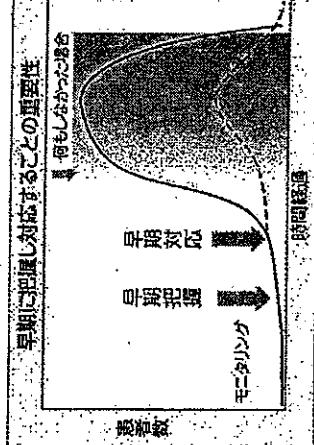
- 施設内の区分けができるたら
区域の入り口には注意書きを記入した標示を行いましょう。職員、利用者に深窓区域への立入禁止や、清潔区域へ移動する際の注意書きを周知してください。
- 発生時の対応は決まっていますか？
決めておけば、万一の発生に際しても判断することなく、早めに効果的な対応を取ることができます。施設内の取り組みを指針やマニュアルにまとめ、職員全員に徹底しておきましょう。

B-7 施設内感染管理体制・発生時の対応（その1）

No.	項目	○×
1	施設における感染症対策の責任者を決めていますか	○
2	施設入所者やティケア等の利用者、職員の健康状態を毎日把握し記録しているますか。また、異常があれば感染症対策責任者に報告するようになつていますか	○
3	利用者・職員の健康状態が普段と異なるときに、嘱託医にただちに連絡・相談できる体制が整っていますか	○
4	施設内感染対策マニュアルはありますか	○
5	マニュアルは職員研修や会議を通して全員に徹底されていますか	○
6	マニュアルに基づいた作業を実施し、チェックリスト等を用いて実施状況を確認していますか	○
7	施設内感染防止に係る研修が定期的に（年2回程度）開催されていますか	○
8	感染症発生時に患者を紹介できる連携病院がありますか	○
9	管轄市町、保健所、警察等の連絡先をまとめてありますか	○
10	職員が体調不良（下痢、嘔吐、鳴気、発熱等）のときには、休めるよう配慮していますか	○

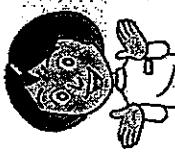


職員が持つとした感染症研究会などを組織しておきましょう。研修用紙にもある通りに研修会に対する参加を実施することが重要です。
また、本職の悪い職員は報告しなおせる作風を意識しておこなう。被検査室にて被検査員自身も検査する立場はありませんが、検査室を検査した結果、今後は認定しておきましょう。



B-2 施設内感染管理体制・発生時の対応（その2）

No.	項目	○×
11	感染症が発生したときには、利用者と職員の健診状態（近畿の有効）を、発生した日時・フロア別及び居室毎に算計していますか	○
12	患者が受診したときは、診断名・検査・治療内容について把握し、記録していますか	○
13	感染症が発生したときには、必要に応じて有症者の隔離を行っていますか	○
14	感染症が発生したときには、手洗いや排泄物・嘔吐物の処理をいつもより徹底するよう指示していますか	○
15	感染症の拡大や、重篤患者の発生など重大な事例の際に報告する標準を知っていますか	○



感染症が発生したときは、とにかくその対応は風呂敷的に施設しません。新規は現事で止まないのです！
マニュアル等に書かれ、手洗いや排泄物・嘔吐物の処理手順などを見事で施設しません。職場内に感染症対応ガイドを早く設けておきましょう。

出勤時や外出後には、手や鼻周囲に消毒液が付着しています。
新規は外から持ち込み：利用者、職員、来客等、施設内での感染拡大：排泄物、嘔吐物等
おむつ、リネン類（シーツなど）
職員の手指、触ったところ（鏡口、取っ手、手すり等）
食事、おやつ

腸管出血性大腸菌（O157等）感染症に 要注意

現在、岡山県内では、腸管出血性大腸菌感染症の患者さんが多発しています。



0157の颗粒写真

食中毒と同じ方法で予防できます。

◎調理前、食事前、用便後は手をよく洗いましょう。

◎台所は清潔に保ち、まな板、ふきん等の調理器具は十分に洗浄消毒しましょう。

◎生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、冷蔵庫（10℃以下）で保管し、早めに食べましょう。

◎食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通すとともに、焼き肉などの際は、生肉を

扱うはと食べるはしを別々にしましょう。

◎また、乳幼児や高齢者等、抵抗力の弱い人は、生肉等は食べたりしないようにしましょう。

◎気になる症状があるときは、早くに医師の診断を受けましょう。

◎主な初期症状は、「腹痛」、「下痢」などで、更に進むと水様性血便になります。

患者からの二次感染に気をつけましょう。

◎二次感染を防止するため、患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒しましょう。

◎患者が入浴をする場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。

◎患児が家庭用ビニールプールで水浴びをする場合、他の幼児とは一緒にに入らないようにしましょう。

◎なお、患者が衛生に配慮すれば、二次感染は防止できますので、外出の制限等は必要ありません。

「腸管出血性大腸菌」とは

大腸菌の多くは、人や動物の腸内に住んでいて、一般的には病気の原因になることはありません。

しかし、O157に代表される腸管出血性大腸菌は、腹痛や血便などの症状を起こすだけでなく、乳幼児や高齢者では、貧血や尿毒症を併発して、命にかかることがあります。この菌は、牛などの家畜の腸管にいることがあります、その粪便がさまざまな経路で食品や水を汚染することが感染の原因につながると考えられていますが、詳しくはまたよくわかつていません。

また、患者さんの便を介して、人から人に感染したり、食品を不衛生に取り扱つたために、食品から食品へ菌が移つてしまい、感染が広がることがあります。



電話相談窓口（岡山県内の保健所）

名 称	所 在 地	電 話
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934
岡山市保健所	岡山市北区滝田町1-1-1	086-803-1262
備前保健所東備支所	和氣郡和氣町和氣487-2	086-9-92-5180
備中保健所	倉敷市羽島1083	086-434-7024
倉敷市保健所	倉敷市笠沖170	086-434-9810
備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5	086-5-69-1675
備北保健所	高梁市落合町近似286-1	086-6-21-2836
備北保健所新見支所	新見市高尾2400	086-7-72-5691
真庭保健所	真庭市勝山591	086-7-44-2990
美作保健所	津山市椿高下114	086-8-23-0163
美作保健所勝英支所	美作市入田291-2	086-8-73-4054

岡山県ホームページ：http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakukai.html?sc_sec_id=36

職場の衛生管理担当の方へ

(岡山県からのお知らせ)

結核にご用心！

=結核は今でも身近な感染症です=

岡山県内では近年、毎年新しく結核と診断されている方は約300人余、
結核の健康管理を受けている方は約700人います。決して過去の病気ではないのです。

長引くせき たん 血たん 胸痛 発熱 体重減少

こんな症状があったら、「結核」も疑って
医療機関で受診するよう勧め、早期発見に努めましょう！

事業主の方は結核健康診断を実施し、保健所へ報告する義務があります。
裏面の様式をコピーして報告にご利用ください。(FAX可)

—抄—

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第104号)

(定期の健康診断)

第53条の2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者(以下この章及び第12章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下この章及び第12章において「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

(通報又は報告)

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断(第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

●結核定期健康診断の対象者及び回数

①事業所における従事者への定期の健康診断

学校(専修学校及び各種学校を含み幼稚園を除く)

病院・診療所等の医療機関、老人保健施設、社会福祉施設(※)の従事者・・・年1回

②学校長が行う学生又は生徒への定期の健康診断

高校以降の年次の者・・・入学した年度

(大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限1年未満除く))

③施設長が行う収容者への定期の健康診断

刑事施設(拘置所・刑務所)・・・20歳以上の収容者 年1回

社会福祉施設(※)・・・65歳以上の入所者 年1回

※社会福祉施設

救護施設、更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設***、
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設)、
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮)、
婦人保護施設

※※「障害者支援施設」:県内では施設入所支援を行っている施設になります。

■お問い合わせは各保健所保健課・支所へ(連絡先は下記をご覧ください)

地 域	保 健 所・支 所	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
玉野市・瀬戸内市・吉備中央町	備 前	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934	086-271-0317
倣前市・赤磐市・和気町	東 備	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2	0869-92-5180	0869-92-0100
総社市・早島町	備 中	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7024	086-435-1941
笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町	井 笠	〒714-8502 笠岡市六番町2-5	0865-69-1675	0865-63-5750
高梁市	備 北	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836	0866-22-8098
新見市	新 見	〒718-8550 新見市高尾2400	0867-72-5691	0867-72-8537
真庭市・新庄村	真 庭	〒717-0013 真庭市勝山591	0867-44-2990	0867-44-2917
津山市・鏡野町・美咲町・久米南町	美 作	〒708-0051 津山市椿高下114	0868-23-0163	0868-23-6129
美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村	勝 英	〒707-8585 美作市入田291-2	0868-73-4054	0868-72-3731
岡山市	岡山市	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262	086-803-1758
倉敷市	倉敷市	〒710-0834 倉敷市篠沖170	086-434-9810	086-434-9805

平成 年度結核定期健康診断実施報告書

平成 年 月 日

岡山県知事

岡山市長 様

倉敷市長

受診した 検診機関又は医療機関名	
1	
2	
3	

(実施義務者)

所在地

名称

代表者名

連絡先 TEL

(担当者名)

区分	学校		医療機関	社会福祉施設		介護老人保健施設	刑事施設
対象者の区分	入学年度	従事者	従事者	収容者 (65歳以上)	従事者	従事者	収容者 (20歳以上)
対象者数	1年生(高校生以上)						
受診者数							
一次検査	胸部間接撮影者数						
	胸部直接撮影者数						
	喀痰検査者数						
事後措置	要精密検査対象者数						
	精密検査受診者数						
被発見者数	結核患者						
	結核発病のおそれがあると診断された者						

(提出先)事業所所在地を管轄する保健所保健課・支所(裏面連絡先を参照してください)(FAX可)

(報告期限):翌年度の4月10日までに提出してください。

※期限を待たず、できるだけ速やかにご報告くださいようお願いします。

結核定期健康診断未実施の場合、その理由をお知らせください。

※宛先(FAX記入)は次頁の県民局通所介護事業担当課一覧をご覧ください。

質問票

平成 年 月 日

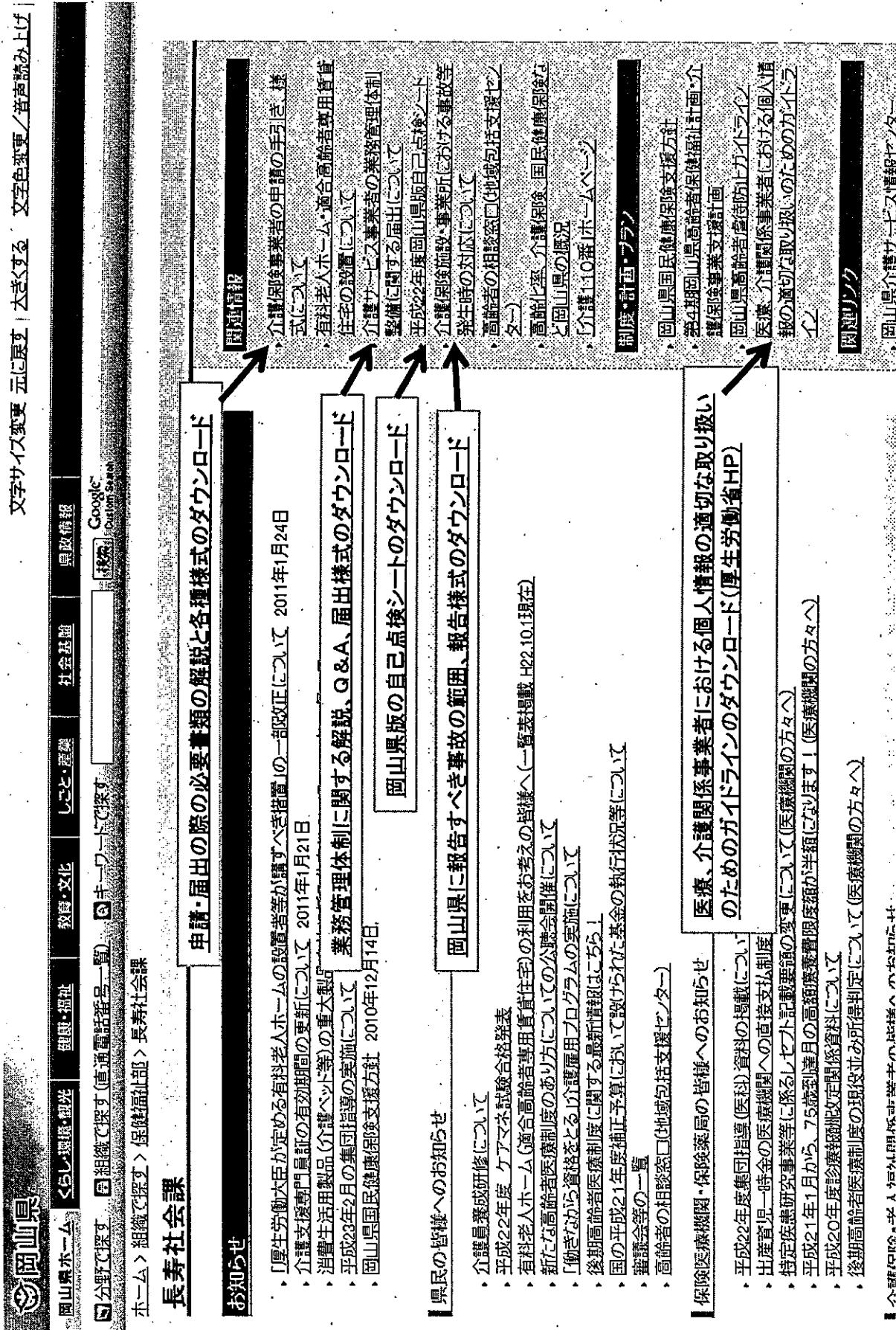
事業所名 <small>(医療機関名)</small>							
サービス種別		事業所番号	3 3				
所在地							
電話番号		FAX番号					
担当者名	(氏名) (職名)						
【質問】							
【回答】							

※ご質問がある場合は、この質問票により、必ずFAXにてお問い合わせください。

県民局通所介護事業担当課一覧

県民局名称・担当課		所在地	電話番号 FAX番号	管轄する市町村
備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17		電話 086-272-3915 FAX 086-272-2660	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班 事業者第二班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	第一班 第二班	電話 086-434-7162 FAX 086-427-5304 電話 086-434-7054 FAX 086-427-5304	倉敷市、総社市、早島町 笠岡市、井原市、高梁市、新見市、浅口市、里庄町、矢掛町
美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒708-0051 津山市椿高下114		電話 0868-23-1291 FAX 0868-23-2346	津山市、眞庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

岡山県長寿社会課のホームページページ(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35)



☆岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページ（運営：岡山県）

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35

集団指導資料については、長寿社会課のホームページからダウンロードが可能。

通所介護（介護予防含む）

平成23年2月集団指導資料

岡山県保健福祉部長寿社会課